

総合計画はだの 2030 プラン後期基本計画の骨子

序論

1 策定に当たって

本市を取り巻く社会環境は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来に加え、コロナ禍を経て急速に進むデジタル化を背景に、生活様式や個人の価値観にも変化が生じています。さらには大規模自然災害への対応など、行政需要は複雑かつ多様化しています。

一方で、令和 8 年度及び令和 9 年度にそれぞれ予定されている、県道 705 号の対面通行開始及び新東名高速道路の全線開通など、本市が飛躍する絶好の機会を迎えようとしています。

こうした背景を踏まえ、社会経済情勢の変化に適切に対応しながら、将来を見据えたにぎわいと活力あるまちづくりを進めるとともに、秦野ならではの豊かな自然と積み重ねられた歴史・文化を大切に守り、生かし、引き継ぎながら、市民力、地域力、職員力を結集して、「秦野の未来への道筋を示し、市民一人ひとりの想いがつながり実を結ぶ計画」を策定し、都市像である、「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」の実現を目指します。

2 総合計画の役割

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、これを実現するための基本政策や諸施策の基本的な方向を示すもので、市民と行政との適切な役割分担のもと、協働・連携し、総合的かつ計画的に市政を推進するための指針となる計画です。

3 策定に当たっての基本的な考え方

- (1) SDGs^(※1)の理念を踏まえた持続可能なまちづくりを目指した計画
- (2) 多様な主体との協働・連携を踏まえた計画
- (3) 「ふるさと秦野」への誇りと愛着を育み地域の特性を生かした計画
- (4) 事業の創造・縮充の視点を取り入れた計画
- (5) 前期基本計画の評価を反映させた計画
- (6) 実効性を確保した計画

※1 SDGs… 平成 27 年の国連サミットで採択された、17 のゴール・169 のターゲットで構成される、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標

4 計画の期間と構成

総合計画はだの2030プランは、令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と、5年間の具体的施策や事業内容を示した「基本計画（リーディングプロジェクト・施策大綱別計画・地域まちづくり計画）」、単年度ごとの「実施計画」の三層構造で構成しています。

(1) 計画の期間



(2) 計画の構成

ア 基本構想

まちづくりに対する普遍的な基本理念のもと、本市が目指す望ましい都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を示す目標を定めるものです。

イ 基本計画

(ア) 施策大綱別（分野別）計画

基本構想に基づき、施策の大綱を具体的に推進するための基本的な施策を総合的・体系的に示し、行政施策展開の指針とするものです。

(イ) 地域まちづくり計画

地域の目指すまちの姿を掲げ、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針とするものです。

ウ 実施計画

基本計画に定める基本施策を計画的に推進するため、まちづくりの骨格となるハード事業やリーディングプロジェクトに掲げる主要事項等について定めます。

5 社会潮流と基本的な策定の視点

(1) 急速に進む人口減少・少子超高齢社会への対応

わが国では、出生数の急減や、2025年に団塊の世代がすべて後期高齢者となる75歳を迎えることなどから、医療・介護をはじめとする社会保障費の増加や、見守り・外出支援などの日常生活支援への需要の高まりなどが見込まれています。加えて、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2030年代半ば以降には、ひとり暮らし高齢者の増加や、より深刻な支え手不足が想定される中、国は、社会の持続可能性を確保するため、年齢によって分け隔てられることなく、若年世代から高齢世代までのすべての人々が、それぞれの状況に応じて、「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指しています。

本市においても、国が掲げる「すべての人に安心と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会」の実現に向け、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境の整備や、移住・定住の促進による社会増の確保のほか、多様な人が集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域づくりに向けた総合的な施策の展開を図り、すべての世代がいきいきと暮らせる持続可能な地域共生社会を築いていく必要があります。

(2) こども・若者が未来に希望を持てる社会の実現に向けて

国では、令和5年に施行した「こども基本法」に基づき決定した「こども大綱」において、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げ、こども政策の司令塔として設置した「こども家庭庁」のもと、様々な取組みを進めています。

本市においても、令和7年3月に、こども・子育て支援施策を総合的に推進する計画として「秦野市こども計画」を策定し、こども・若者が未来に希望を持ち、「ふるさと秦野」への誇りと愛着を育むことができる社会環境の実現に向けた施策を展開しています。今後も、次代を担うこども・若者の声に耳を傾け、その思いや願いをまちづくりに生かしていく視点を持つ必要があります。

(3) 地球規模の環境問題への対応と脱炭素・循環型社会の構築

気候変動や生物多様性の損失、環境汚染といった環境問題が世界規模で深刻化する中、わが国では「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組みを加速しています。国の「地域脱炭素ロードマップ」では、自治体はもとより市民や地域企業など、地域の関係者が主役となった地域発の取組みが

求められており、特に、再生可能エネルギーの活用や省エネの推進など、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する「地域脱炭素」が重要な取り組みとして位置付けられています。

こうした動きの中で、地域資源を生かしながら、バイオマスの利活用やエネルギーの地産地消、公共施設の省エネ化、環境教育の推進、ネイチャーポジティブ（自然再興）といった取り組みを多様な主体と連携して展開することが求められています。また、廃棄物の削減やリサイクルの促進を通じて、限りある資源を有効に活用する「循環型社会」の実現も重要な課題です。

本市においても、水やみどりをはじめとする豊かな自然との共生を図りながら、地域の特性を生かす取り組みを進めるとともに、市民・事業者など、多様な主体との協働により、地球温暖化対策など、環境負荷を最小限にする取り組みを推進する必要があります。

(4) 暮らしの安全・安心への対応

令和6年能登半島地震や宮崎県日向灘の地震などの大規模地震に加え、異常気象に伴う集中豪雨や勢力を増す傾向にある台風は、全国各地で甚大な被害をもたらしています。また、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生も懸念されており、激甚化・頻発化する大規模自然災害への対応が求められています。

また、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、老朽化した都市インフラが日常生活に与えるリスクを顕在化させました。道路や上下水道などの都市インフラが老朽化している中で、計画的な点検・保守・更新等による安全性の確保が重要になっています。

さらに、子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者を狙った特殊詐欺など、地域社会の安全を脅かす事案も後を絶ちません。これらの防犯対策として、住民一人ひとりの防犯意識の向上や、地域における見守り活動の推進が求められています。

本市においても、市民の幸せな暮らしの実現に向け、自然災害への防災・減災対策の強化、老朽化する道路や上下水道、橋りょう、公共施設などの安全性確保に向けた適切な予防保全の推進、地域に根ざした防犯活動の推進、感染症対策の充実など、多角的な施策を展開し、安全・安心を基本としたまちづくりを進めていく必要があります。

(5) 地域のつながりと多様な主体による支えあいの再構築

全国的に急速な人口減少が進む中、地方圏では、著しい人口の低密度化や

地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域活力の維持や持続可能性に多大な影響を及ぼしています。近年では、ライフスタイルや価値観の多様化が進む一方で、孤独・孤立対策、高齢者の見守り、子育て世帯の支援、災害時の共助体制の構築など、地域における支えあいの重要性が一層高まっています。

また、地域の担い手不足が深刻化する中で、地域が抱える課題を自治体だけで解決することは困難になっています。課題の解決に向けては、行政だけでなく、市民、市民活動団体、事業者など、多様な主体が役割と責任を分かち合い、協働・連携して取り組むことが求められています。

本市においては、小田急線4駅ごとにある「温泉」、「大学」、「市の玄関口」、「表丹沢」などの特性や、豊かな自然、観光スポットといった地域資源を生かし、多世代が地域活動に参加する取組みが広がっています。

また、令和9年度には新東名高速道路の全線開通が予定され、アクセス性が飛躍的に向上することにより、新たな企業立地による産業振興、魅力ある地域資源を生かした観光振興など、多くの人の流れを呼び込むことが期待されています。

こうした変化を踏まえ、市民一人ひとりが地域とのつながりを実感しながら主体的にまちづくりに関わることができるよう、地域コミュニティ活動への支援、居場所づくりや交流機会の創出、多文化共生の推進などにより、定住人口の増加につなげるとともに、関係人口やオンライン関係人口を創出・拡大するなど、多様な担い手によるまちづくりを推進していく必要があります。

(6) まちの魅力と利便性を高めるデジタル化の推進

国が掲げる「デジタル田園都市国家構想」や、令和6年に設置された「新しい地方経済・生活環境創生本部」では、デジタル技術の活用等による地域課題の解決や、地域の活性化が重視されています。行政サービスや、教育・医療・交通など、様々な分野におけるICT（情報通信技術）の活用は、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に寄与します。

また、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代に向かっていく中、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応において、行政のデジタル化の遅れや東京一極集中のリスクが浮き彫りになったと指摘されています。

こうした社会の変化に柔軟に対応するため、国は、Society5.0^(※1)の実現と、スマート自治体^(※2)への転換を求めています。

本市においても、AI・IoT等のデジタル技術と、それらを支えるクラウ

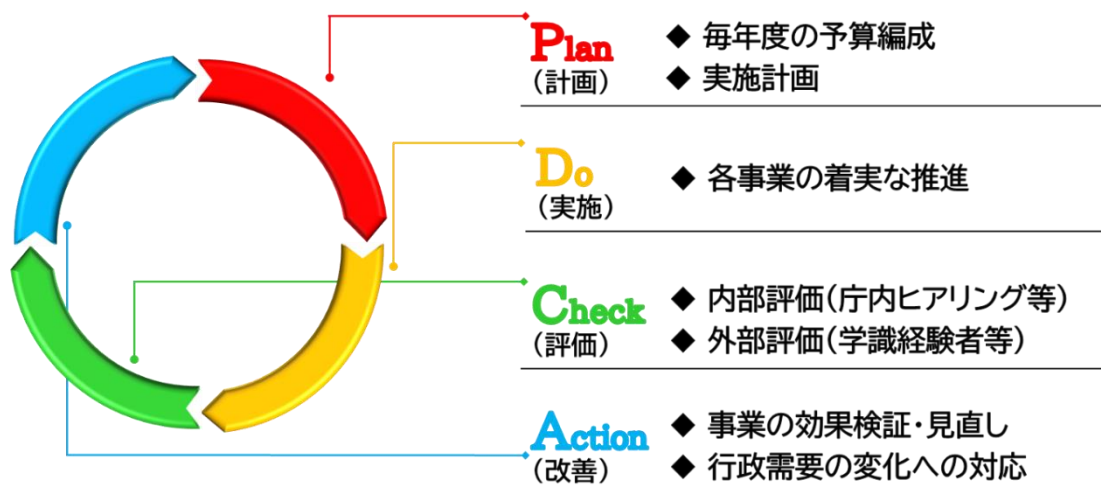
ド環境を活用し、市民サービスの向上をはじめ、行政内部の業務改革や職員の働き方改革、合理的根拠に基づく政策立案（E B P M）など、効率的で持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。

- ※1 Society5.0… 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指すもので、IoT ですべての人とモノがつながり、様々な知識と情報が共有され、今までにない新たな価値を生む社会
- ※2 スマート自治体… システムや AI 等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体

6 PDCAサイクルによる計画のマネジメント

基本計画に掲げる各施策を着実に実施していくとともに、実施した施策・事業の効果を評価し、必要に応じて見直しを行うため、内部評価のほか有識者等から構成する外部評価による効果検証を取り入れた、PDCAサイクルを実践することで、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応する計画としていきます。

■ PDCAサイクルの概念図



第Ⅰ部 計画の基礎指標（前提となる基礎条件）

1 人口の推移と見通し

人口の現況と推移を踏まえ、政策的要素を踏まえた人口の見通しを示します。

2 土地利用

土地利用の現況を示すとともに、令和８年度及び令和９年度にそれぞれ予定されている、県道７０５号の対面通行開始及び新東名高速道路の全線開通などを見据え、産業や地域の発展を考慮し、都市的土地利用及び自然的土地利用に関する基本的な方向を定めます。

3 財政の状況

財政の現況を示すとともに、歳入・歳出のこれまでの傾向や、社会経済情勢等を考慮した推計を行います。

4 公共施設の状況

公共施設の現況を示すとともに、人口減少などの時代の変化に対応した、より効率的・効果的な公共施設の再配置の推進に向けた基本的な方向を定めます。

第2部 後期基本計画

1 リーディングプロジェクト

基本計画を推進するに当たり、特に重点的かつ先導的に取り組み、相乗的な効果を発揮させるものを「リーディングプロジェクト」として定めます。

リーディングプロジェクトには、それぞれの施策大綱別計画の分野を横断し、相互に関連性を持たせることで、相乗効果を発揮する事業を位置付け、市民、事業者、各種団体等、多様な主体との協働・連携によりプロジェクトの実現を目指します。

2 施策大綱別（分野別）計画の主な内容

基本構想に掲げる将来像を実現するため、基本目標、各分野にわたって取り組むべき基本政策、基本施策を定め、総合的、体系的に明らかにします。

基本施策ごとに次の事項を位置付けます。

(1) 目指すまちの姿

令和12年度までに実現を目指すまちの姿や市民の状態を示します。

(2) 成果指標

目指すまちの姿を実現するため、施策の成果を測る指標等を数値で設定します。

(3) 現状と課題

ア 現状やこれまでの取り組み

イ 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

(4) 主な取り組み

目指すまちの姿を実現するために、令和12年度までに取り組むべき主要な施策等を掲げます。

(5) 関連する個別計画等

主な取り組みと関連する個別計画等を掲載します。

3 地域まちづくり計画

(1) 計画の位置付け・役割

地域の目指すまちの姿を掲げ、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、自然や歴史、文化等、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針となるべき地域別の計画を定めます。

(2) 地域区分と主な内容

ア 地域区分

それぞれの地域におけるまちづくりの課題等に対応するため、市内8地区（本町、南、東、北、大根、鶴巻、西、上）ごとに定めます。

イ 構成・内容

- (ア) 現状と課題
- (イ) 目指すまちの姿
- (ウ) 地域づくりの基本目標
- (エ) 地域版リーディングプロジェクト
- (オ) 主な取組み・すすめる活動

■ 後期基本計画の体系図（施策の大綱）

